

# 福島高専における新型コロナウイルス感染防止対策

令和2年5月29日  
リスク管理室会議決定

## 1. 通常授業の開始に向けた状況

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、本校では4月5日に通常授業開始の延期を決定して以降、政府による緊急事態宣言や自治体による休業要請等の感染拡大防止策に多方面から対応しております。その間、遠隔によるホームルームや授業の実施等、様々な取り組みを行ってきました。

5月14日、本県を含む39県を対象として緊急事態措置の解除が発表され、福島県内においても緊急事態措置の解除がなされています。また、県内では5月8日を最後に、いわき市においては5月3日を最後に感染者が確認されていない状況となっています。

このような状況を受け、本校では6月1日（月）から専攻科が通常授業を行い、本科については、1年生・2年生・5年生は6月8日（月）から、3年生・4年生は6月15日（月）から段階的に実施することとしました。学校等の教育活動の再開については、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日付け）及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」（令和2年5月22日付け）が示されています。本校でも、これらを勘案し、徹底した健康管理、咳エチケットや手洗いなどの徹底に加えて、①密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声ができるだけ控えるなど、基本的な感染防止策の徹底を図るため「福島高専における新型コロナウイルス感染防止対策」を作成し、全教職員、学生の協働のもとで安全に配慮しながら学校運営を行っていくこととします。

## 2. 通常授業の開始基準

### 通常授業の開始基準

#### 政府、自治体からの要請

- (1) 政府の緊急事態宣言及び福島県（いわき市）の緊急事態措置が解除され、休業要請がないこと。

#### 周囲の環境

- (2) いわき市内（通学圏内の近隣市町村を含む）に複数の感染経路不明な感染者がいないこと。
- (3) 本校関係者（学生、教職員が同居する家族等を含む）に感染者がいないこと。（感染者が確認された場合、感染した状況等を踏まえ保健所と協議）
- (4) 通学に必要な公共交通機関等が営業していること。

## 通常授業の開始までに本校として準備すべきこと

- (5) 授業の開始等に向けた感染防止対策が策定されていること。
- (6) 感染防止対策に基づく必要な準備がされていること。

### 3. 学校の授業等の教育活動再開に向けた基本方針

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対策の体制

- ・ 校長のもと活動ごとに責任者を置き、学生保健センター長は総括責任者として健康管理全般を統括する。通常は、校長と全責任者で対策のための協議を行い決定するが、緊急の場合には、個々の活動責任者と校長・総括責任者の協議により対応方針を決定（改訂）する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の事務は、事務部長が総括し、総務課が学生課の協力を得て行う。

#### (2) 予防対策

##### 【健康管理全般】総括責任者：学生保健センター長

- ◆ 学生及び教職員は、手洗い、教室等の換気、咳エチケットを確実に実施する（掲示物を作成し教室・トイレに提示）。
- ◆ 学生及び教職員は、十分な睡眠とバランスのとれた食事の摂取を励行して抵抗力をつける。
- ◆ 学生及び教職員は不要不急の外出及び活動を回避する。
- ◆ 学生及び教職員は、毎朝起床時に検温を行うとともに、「健康観察・行動記録シート」により自身の行動を記録する。
- ◆ 発熱がある場合は、学生は担任または学生支援係に、教職員は人事係に連絡した上で自宅療養する。
- ◆ 学生または教職員自身が感染した場合、または濃厚接触者となった場合は、学生は学生支援係、教職員は人事係に連絡する。
- ◆ 同居する家族・親族等の海外渡航について、学生は学生課（国際交流担当）、教職員は人事係に連絡する。
- ◆ 学校におけるすべての活動においては、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声ができるだけ控えることとし、3つの密（3密）が同時に重ならないように最大限の配慮をする。  
なお、2つの条件が重ならないよう配慮しつつ、③についてはマスクの着用を学生及び教職員に義務付けることで条件を回避する。
- ◆ 換気については、出来る限り2か所以上の窓等を開けて行う。窓を閉じて授業を行わざるをえない場合は、少なくとも50分に一度2か所以上の窓等を開けて3分程度の換気を行う。休み時間には、必ず窓を開けて換気を行う。
- ◆ 教室、LL教室等の共通スペース、体育施設や実験室等の施設・備品使用時において、各責任者は適宜、消毒作業を行うよう指示し、感染防止に努める。

## 「消毒作業」

- ◎ 教室や共有スペース、共有設備などの不特定多数が触れる箇所については、監守する学科等の責任のもと 1 日 1 回以上の消毒作業を行い、衛生環境を保つこととする。

### (1) 教室

日直等の当番を決めて、教室の消毒作業を 1 日 1 回以上実施する。

消毒箇所は、教室ドアの取っ手、エアコンスイッチ、蛍光灯スイッチなどの不特定多数が触れる箇所とする。

### (2) L L 教室・情報演習室（情報処理教育センター、ビジコミ棟）

使用者は、使用前に手洗いまたは手の消毒を行う。

キーボード・マウス等の共通部分は 1 日 1 回以上の消毒作業を行うこととし、詳細は各施設の責任者の責任において行う。

### (3) 各学科実験室等

使用者は、使用前に手洗いまたは手の消毒を行う。設備や備品等の消毒作業の要否については、各学科の判断を踏まえ、担当教員の監督のもとで適宜、実行する。

### (4) 体育施設・備品等

使用者は、使用前に手洗いまたは手の消毒を行う。設備や備品等の消毒作業の要否については、体育科の判断を踏まえ、担当教員の監督のもとで適宜、実行する。

### (5) その他

詳細は、各施設の責任者の指示に従う。

※トイレ、階段の手すりの消毒作業は委託業者により行う。

また、消毒作業に必要な物品は学校で手配する。

※「健康管理」「消毒作業」等に関する疑問・問題等は総括責任者（学生保健センター長）に問い合わせ願います。

以下の諸活動については、上記の「健康管理全般」の指針を踏まえつつ  
対応することが基本

### **【本科授業の実施】責任者：教務主事**

- ◆ クラス単位の活動を基本とする。
- ◆ 2クラス共通で階段教室等で実施する授業は、一人置きに座る等1mを目安に間隔をとるよう努める。

### **【専攻科授業の実施】責任者：専攻科長**

- ◆ コース単位の活動を基本とする。  
(50人以上の集合となる場合は、合同での活動は不可)
- ◆ 合同授業の場合には、一人置きに座る。

### **【学生活動・課外活動・学校行事】責任者：学生主事**

- ◆ 全学生の登校が再開した後、少なくとも2週間はオンライン(Teams)以外の活動を開始しない。その後、3密を回避するなどの感染防止対策を策定し承認を得て、それに基づいた活動(練習やミーティング)を開始する。  
ただし、オンラインによる「勧誘活動」、「通常活動」、「入部届の提出」は認める。(学生-011. 学生-005参照のこと)
- ◆ 当面、学内外を問わず活動団体での会食(新入生歓迎会等)を禁止するとともに、合宿・遠征等宿泊を伴う行事を禁止する。
- ◆ 委員会や課外活動のミーティングは、換気の良い場所で可能な限り短時間で実施し、可能な限り個々人が接触する活動を回避する。

### **【研究活動、就職・進学のための活動、インターンシップ】**

責任者：地域環境センターセンター長、男女共同参画推進・キャリア教育支援室長

#### **(研究活動・企業面談)**

- ◆ 対応は電話やメール等を基本として、極力接触しないようにする。
- ◆ 外部の関係者に本校において感染防止対策を実施中であることを周知する。
- ◆ 各研究室の記録簿を作成して参加者及び使用者、場所及び時間を記録する。
- ◆ 不要不急の活動は回避する。

※研究活動の実施にあたっては、「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」を確認のこと。

#### **(就職・進学のための活動)**

- ◆ 就職活動または編入学試験のために特定警戒都道府県への往来が必要な場合、学生は事前に担任(コース長)と協議の上、その指示を仰ぐこ

と。また、活動後の体調管理に努めるものとし、体調不良の場合は速やかに報告する。

(インターンシップ)

- ◆ 従来の対面型の説明会は中止する。
- ◆ 企業から提供された募集案内、パンフレット、動画等を学生向けに公開する。
- ◆ 質問等は、メールで企業に直接問い合わせることとする。

※インターンシップ科目の実施については、5月14日付け「令和2年度インターンシップ科目実施に関するお知らせ」を確認のこと。

**【寮の運営】責任者：寮務主事**

- ◆ 部屋単位での活動を基本とする。
- ◆ 他の部屋の出入りや集会は極力回避する。やむをえない場合には、場所や日時等を記録する。
- ◆ 常時マスクを着用する。
- ◆ 新入寮生歓迎会は中止する。
- ◆ 寮生は、入寮日14日前からの体調・行動記録（家族分も含む）を入寮日に提出する。
- ◆ 入寮日には体温測定を行う。発熱者は帰宅し、自宅療養とする。
- ◆ 食堂では手洗いの導線を固定する。また、座席は間隔を空けて配置する。
- ◆ 食事中は会話を避ける。
- ◆ 配膳は、寮生が交代制で行う。（ビニール手袋着用）
- ◆ 食堂の各テーブルには台ふきんを用意する。

**【海外渡航、留学生の受け入れ】責任者：グローバル化推進センター長**

- ◆ 原則渡航中止とする。（レベル2以上）
- ◆ 原則海外からの留学生及び渡航者は受入れない。（レベル2以上）
- ◆ やむを得ない渡航・入国の場合、①最新海外安全情報の確認、②「海外渡航届」の提出の徹底、③海外旅行保険加入、④渡航中、渡航・入国後の体調と行動の記録を残し渡航・入国後の14日の自宅待機とする。

## 【環境整備】責任者：総務課長

- ◆ 学外者の来校管理の強化（正面玄関への受付設置）
- ◆ 手洗い等の励行に関する啓発資料の掲示（学科全教室、全トイレ）
- ◆ マスクの確保（保健室及び学生課に配置）
- ◆ 消毒液の確保（学科全教室、正面玄関、図書館棟玄関、専攻科棟各階、売店前に配置）
- ◆ 使い捨てゴム手袋の確保（学生課に配置）
- ◆ 手洗い用石鹼の確保（全トイレに配置）
- ◆ 非接触型赤外線温度計の確保（保健室に配置）
- ◆ 3密環境の回避（管理棟及びビジコミ棟エレベーターの利用制限）

## （3）体調不良者等の対応策

### 【体調不良者が確認された場合】 別紙1参照

- 自宅で発熱、風邪症状が確認された場合は、学生は担任または学生支援係、教職員は人事係に連絡する。また、登校・出勤を控え自宅療養を行う。
- 学校で発熱、風邪症状が確認された場合は、状況等を学生は担任または学生支援係、教職員は人事係に連絡し、帰宅して自宅療養を行う。  
寮生については、別途検討する。
- 学生または教職員は、感染が疑われる症状がでたら帰国者・接触者相談センターに相談する。（別紙2：流れ図①へ）

### 【PCR検査を実施することが決定した場合】 別紙2参照

- 検査の結果が出るまで、出席・出勤停止  
検査を受けることになった場合は、学生は学生支援係へ、教職員は人事係へ速やかに報告する。また、結果（陰性であった場合も含む）も同様に報告する。（別紙2：流れ図③）

### 【感染者の発生が確認された場合】 別紙2参照

- 治癒するまで、出席・出勤停止  
いわき市保健所から感染確認の連絡が入った場合（別紙2：流れ図②）、学生は学生支援係へ、教職員は人事係へ速やかに報告する。（別紙2：流れ図③）
- 学校の全部または一部の臨時休業の検討  
学校は、保健所と協議を行いその指示に従うとともに保健所の積極的疫学調査の実施等に協力し、臨時休業の範囲を決定する。（別紙2：流れ図④）
- 高専機構本部危機管理室への報告  
校長は、学生または教職員の感染の事実を確認したときは、高専機構本部危機管理室へ報告する。（別紙2：流れ図⑤）

**【濃厚接触者が確認された場合】別紙2参照**

○ 原則 2週間の自宅待機

調査の結果、濃厚接触者となった学生は学生支援係へ、教職員は人事係へ速やかに報告する。（別紙2：流れ図③）

また、学校は、保健所からの対処や消毒の方法などについての指示や助言に基づき対応する。

**【感染者や対策に携わった人への配慮】**

○ 新型コロナウイルス感染症に陽性と判明しても解雇その他不利益な取り扱いを行わない。また、感染者や対策に携わった人への差別的な取り扱いを禁止する。

## 【体調不良が確認された場合】

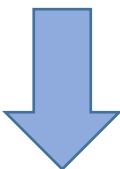
### ＜毎朝の健康チェック＞

◎検温 ◎健康観察・行動記録シートの回答

自己チェックにより登校・出勤の可否を判断

### ＜体調不良が見られた場合＞

- ・発熱
- ・風邪症状（喉頭痛、咳、倦怠感等）



異常なし

### ＜自宅療養＞

- 学生（寮生は原則帰宅）  
公欠扱い等→ 担任（又は学生支援係）に連絡  
※通院時には、証明書を取得のこと

### ○教職員

職務専念義務の免除 → 人事係に連絡



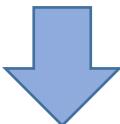
### ＜登校・出勤＞

- 授業時間中・勤務中に体調不良が起きた場合
  - ・発熱
  - ・風邪症状（喉頭痛、咳、倦怠感等）

体調不良の場合は帰宅し、  
自宅療養へ。  
(学生は、担任または学生支援係に連絡)

検温、健康チェックを忘れた  
学生・教職員は、休憩時間を使  
い速やかに保健室で実施

### ～感染が疑われる症状が現れたら～



- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、  
高熱等の強い症状がある場合

- 比較的軽い風邪の症状が続く場合  
(14日以内に感染者との接触がある)

◆これらに該当する場合は、直接病院を受診せず、必ず事前に  
「帰国者・接触者相談センター（TEL）0120-567-747」に  
電話で相談。

**【PCR検査実施・感染発生・濃厚接触が確認された場合の流れ】**

